

茅ヶ崎市小規模保育事業運営法人候補者募集要項

1 募集の趣旨

茅ヶ崎市では、保育所等に入所を希望する児童が高止まりしている状況です。令和 7 年 4 月の保育需要及び公立保育園再編整備方針(案)を勘案し、整備が必要と判断した区域に対して、新設の小規模保育事業を設置・運営する法人の候補者を募集します。

2 応募資格

次の全ての条件を満たすこととします。

- (1) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業を、児童福祉法及びその関係法令を遵守して適正に運営できる法人であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない団体であること。
- (3) 茅ヶ崎市から入札参加資格の停止の措置を受けていない法人であること。
- (4) 納付すべき税を滞納していない法人であること。
- (5) 茅ヶ崎市暴力団排除条例(平成 23 年茅ヶ崎市条例第 5 号)第 2 条に定める暴力団若しくは暴力団員の統制の下にない、又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しない法人であること。
- (6) 申請時点で法人格を有すること。
- (7) 保育所、認定こども園(0-2 歳児の受入施設)又は小規模保育事業を令和 7 年 4 月 1 日現在、運営していること。
- (8) 一都三県(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県)に事務所又は事業所を有する法人であること。

3 整備方式

本募集要項で募集する小規模保育事業は、次の方式で整備するものとします。なお、法人自ら不動産を確保するものとします。

方式：賃借方式

既存建物(当該建物の土地を含む)を賃借して、当該建物の内装等を改修し、運営する方式とします。

なお、更地に、土地の所有者等が建物を新築し、運営法人が内装等を改修して賃借する方式も可とします。

※賃借期間については開所予定日から 10 年間以上とします。

4 募集する小規模保育事業の区分等

小規模保育事業の区分は、茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年茅ヶ崎市条例第 49 号。以下「条例」という。)に規定する小規模保育事業 A 型とします。

5 設置場所の条件

次の全ての条件を満たすこととします。

(1) 整備募集区域及び募集数(下表のとおりとします)

募集区域	募集施設	募集数
A 区域→鶴が台 B 区域→高田、本村(国道一号線以北のみ。ただし、国道1号線以南であっても当該道路に隣接していれば可。) C 区域→茅ヶ崎、円蔵(茅ヶ崎、円蔵ともに県道45号線以东のみ。ただし、県道45号線以西であっても当該道路に隣接していれば可。) D 区域→なし E 区域→なし	小規模保育事業	1施設

※A～E 区域に該当する区域及び区域別の保育児童数(令和7年4月1日時点)は本要項の別紙をご覧ください

※上記地域のうち JR 相模線より東に設置場所が位置しているかどうかは評価項目の1つとなります。

計画地が都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第2項の規定による市街化区域であり、本公募に係る小規模保育事業の整備が見込める土地であること。また、必要に応じて茅ヶ崎市のまちづくり(建築や開発行為などによる土地利用についての規制や私道によって誘導を図るまちづくり)に係る茅ヶ崎市の関係課(建築指導課、開発審査課、消防予防課、衛生課、公園緑地課(公園に隣接している場合のみ))と協議を行い、関係各課協議結果報告書を提出すること(9 申請手続き (1)事前相談 う持参する書類を参照)。特に建築基準法の保育所の要件を満たすよう建築指導課とは入念に調整を行うこと。当課より協議課へ協議内容の確認をさせていただきます。

- (2) 既存の認可保育所等及び幼稚園から一定の距離があること。ただし、公設公営の既存保育所については一定の距離がある必要はありません。なお、一定の距離があるかどうかについては9(1)の事前相談で確認します。
- (3) 小規模保育事業を運営するにあたり、風俗営業等を行う施設が近隣にない場所の選定に努めること。(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第二十二條第一項ロ(3)(4)を参照)。

6 施設の条件

- (1) 整備する小規模保育事業所は、児童福祉法、条例、茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設置認可に係る審査基準(以下「審査基準」という。)及びその関係法令を満たすこと。また、茅ヶ崎市家庭的保育事業等の認可に係る行政指導指針(以下「行政指導指針」という。)を満たすよう努めること。

ただし、社会福祉法人及び学校法人以外の者は、行政指導指針第4条については、児童福祉法第34条の15第3項第1～3号に規定する経済的基礎等の基準となりますので、遵守してください。

- (2) 賃借する建物が建築基準法(昭和25年法律第201号)の新耐震基準を満たしていること。(昭和56年6月1日以後に建築確認を受けていること)
- (3) 建築基準法、消防法(昭和23年法律第186号)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)、その他関係法令の要件を遵守していること。(検査済証又は台帳記載事項証明書(検査済証交付年月日が記載されているもの)を添付してください。)

また、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例(平成 7 年神奈川県条例第 5 号)については可能な限り適合するよう努めること。

※検査済証又は台帳記載事項証明書がない場合は、本事業の対象外となります。

- (4) 災害時の避難上及び不審者侵入上の必要性の観点から、建物からの2方向避難が可能なレイアウトとし、避難経路が重複しないようにすること。

7 運営の条件

子ども・子育て支援法、茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及びその関係法令の他、次の全ての条件を満たすこととします。

(1) 定員規模

6 人以上 19 人以下。なお、以下の点に配慮すること。

1・2 歳児の定員が多くなるような定員構成とすること。0 歳児の定員 3 名は必須とすること。0 歳児からの持ち上がり以外に 1 歳児が入所できるように 0 歳児と 1 歳児の定員の差を設けること。また、この差は 0 歳児の定員以上とすること。(例:0 歳児 3 名、1 歳児 8 名、2 歳児 8 名)

※入所児童の調整は市で行いますが、定員数どおりの入所を保証するものではありません。

(2) 入所対象児童

生後 6 か月から 3 歳未満(満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童を含む。)

※生後 57 日目以降からの受け入れも可とする。

(3) クラス編成

0 歳児クラスから 2 歳児クラス

(4) 職員配置

条例、審査基準、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」(令和 7 年こども家庭庁告示第 4 号。以下「告示」という。),「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(令和 7 年 4 月 11 日 こ成保 295・7 文科初第 233 号。以下「留意事項」という。)に規定する配置基準を満たすこと。

また、「茅ヶ崎市こども育成部保育課所管に係る補助金交付要綱」又は「茅ヶ崎市こども育成部保育課所管に係る社会福祉法人助成要綱」に定める補助金を受ける場合は、補助金で定める配置基準を満たすこと。

さらに、管理者(園長)については、留意事項に要件が定められており、当該要件に該当しない場合は、8(4)に記載の市よりお支払いする運営費が減算されますので、ご注意ください。

(5) 開所日

月曜日から土曜日の午前 7 時から午後 6 時まで。保育標準時間認定に係る時間外保育は月曜日から土曜日の午後 6 時から午後 7 時までを基本としますが、午後 8 時までの提案も可能です。なお、土曜日の時間外保育を実施しない予定がある場合は、その旨を事業計画書に明記すること。

(6) 休所日

日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、12 月 29 日、12 月 30 日、12 月 31 日を基本とする。なお、休日の開所についての提案も可能です。

(7) 給食

自園調理方式により提供すること。なお、条例第 17 条を満たす場合は外部から搬入する方法も可とします。「保育所における調理業務の委託について」(平成 10 年 2 月 18 日 児発第 86 号)を遵守する

場合は自園調理において調理業務を委託することも可とします。

(8) 開所年月日

原則として令和 8 年 4 月 1 日までに開所するものとします。

(9) 近隣住民対応

近隣住民との良好な関係を確保すること。必ず本募集申請前までに、整備計画内容等について自治会及び近隣住民に説明を行い、小規模保育事業整備の了承を得るよう努めること。その経過を近隣住民への説明状況報告書に記載して提出すること。近隣住民への説明にあたっては、説明資料等を用意したうえで直接会って説明を丁寧に行うよう努めること。(近隣住民が不在の場合は日時を変えて再度訪問をしていただき、極力、説明資料のポスト投函のみにならないようにしてください。)また、運営法人候補者として決定した後は再度説明を行うこと。なお、近隣住民との対応については、法人の責任で対応すること。ご意見をいただいた場合は迅速かつ適切に対応すること。

自治会の区域については茅ヶ崎市の市民自治推進課で確認し、複数の自治会が隣接する区域である場合、各自治会へ説明を行うこと。

(10) 特別保育等

休日保育及びこども誰でも通園制度の実施について検討してください。休日保育及びこども誰でも通園制度の実施は評価項目の1つとなります。

(11) 送迎車両の停車スペース等の確保

近隣地域と交通問題を生じさせないよう、また、普通自動車や自転車で送迎することができるよう、駐車スペースや駐輪スペースを確保すること。

(12) 連携施設

小規模保育事業者は、条例第 7 条に基づき、適正かつ確実な保育を行い、また、地域の保育を必要とする児童が卒園後も継続的に保育を受けられるように連携施設の確保に努めなければなりません。

なお、応募書類の提出時に「連携施設確保に係る協議報告書」により連携施設の確保に向けた協議状況を確認し、審査において評価に反映します。

連携施設の設定等の詳細については、別途「地域型保育事業者における連携施設に関するガイドライン」を参照すること。

8 施設整備及び運営の補助金

(1) 施設整備の補助金

賃貸物件等による小規模保育事業の設置及び改修等に要する費用については、国の補助金に基づき、20,394,000 円を上限に補助します。ただし、対象経費(改修整備、賃借料等)の実支出額が27,193,000 円を下回る場合は、実支出額に 3/4 を乗じた金額(千円未満切捨て)とします。改修整備に係る備品については、「茅ヶ崎市物品会計規則」に規定する備品(10 万円以上のもの)が対象となります(消耗品等は対象外)。

ただし、補助金制度に係る国・県の動向により、見直しをする場合があります。

なお、施設整備の施工業者決定については、茅ヶ崎市の入札制度に準じてください。(130 万円超の工事は一般競争入札となります。)また、施設整備の工事は令和7年度中に着手し、令和7年度中に完了してください。(原則、繰り越しはできません。また、申請時の額を上限とします。)

補助金の支払い時期は、令和8年5月末を予定しています。

(2) 賃借料の補助金

開設前の改修期間の賃借料は(1)に含めて補助します(補助の対象となる賃借料は工事期間中に

限ります)。

補助金の支払い時期は、(1)と同様です。

(3) 運営開始後の賃借料は、告示による賃借料加算により建物の賃借料について補助します。

(4) 運営費及び補助金

告示に基づく運営費及び「茅ヶ崎市こども育成部保育課所管に係る補助金交付要綱」又は「茅ヶ崎市こども育成部保育課所管に係る社会福祉法人助成要綱」に基づく補助金を市より支払います。

なお、保護者の利用者負担額(保育料)は小規模保育事業所で徴収することとなりますので、告示に基づく額については、保育料を差し引いた額を市より支払います。

9 申請手続き

(1) 事前相談

計画地が本募集要項の条件に合うかどうか確認するため、申請の前に必ず事前相談をしてください(事前相談がない場合は申請を受け付けません)。事前相談の日時については、調整のうえ決定しますので電話にてご連絡ください。なお、事前相談は計画地ごととし、相談期間中に計画地を変更した場合は再度、事前相談を行ってください。また、各種通知・要綱等は、法人にて取得してください。

ア 相談期間：令和7年8月12日(火) から令和7年9月18日(木) まで(土日休日除く)

午前9時から正午及び午後1時から午後3時まで

イ 連絡先：茅ヶ崎市こども育成部保育課 鈴木・向後 電話 0467-81-7173(直通)

ウ 持参する書類：事前相談依頼書、計画地の場所が分かる地図、最新の平面図、土地・建物の登記全部事項証明書、公図の写し、関係各課協議結果報告書(この時点では途中段階でも構いませんが、申請時には協議済でない場合は受付できません)

(2) 質問事項

本募集要項への質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間：令和7年8月12日(火) から令和7年9月18日(木) まで(土日休日除く)

イ 受付方法：文書(様式任意)にて電子メールで受け付けます。(事前もしくは送信後に電話連絡をお願いします。)文書には法人名を記載してください。

＜ 受付電子メールアドレス：hoiku@city.chigasaki.kanagawa.jp ＞

ウ 回答方法：茅ヶ崎市のホームページ(本募集に係るページ)に令和7年9月22日(月)頃に掲載します。

エ 回答の取扱い：回答は、本募集要項と同等に扱うものとします。

(3) 申請

申請書類は下記のとおり受け付けます。書類の確認をしますので、提出の際は事前にご連絡ください。郵送での申請は不可とします。また、受付日時を過ぎてからの追加書類の提出や計画変更(図面変更や管理者など保育体制の変更)は、こちらから求めた場合を除き、認められません。

ア 受付場所：茅ヶ崎市こども育成部保育課(茅ヶ崎市役所本庁舎1階)

イ 受付日時：令和7年8月12日(火) から令和7年9月30日(火) まで(土日休日除く)

午前9時から正午及び午後1時から午後4時まで

ウ 提出書類

提出書類	注意事項
(表紙)提出書類一覧表	(別紙)
①申請書	様式1
②法人の概要が分かるもの	様式2 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、法人代表者の履歴書、定款及びパンフレット等を添付
③事業計画書	様式3 全体的な計画(保育課程)、年間行事予定表、デイリープログラム、管理者予定者履歴書等
④整備予定小規模保育事業の地図・平面図	地図は、園庭がある場合を除き園庭代替地の位置を記載。平面図は、小規模保育事業内の諸室配置及び保育室の面積(壁芯面積及び有効面積)を記載。 ※平面図作成にあたっては、現地を十分に確認し、計画に変更が生じないように留意すること。
⑤土地・建物の登記全部事項証明書	公図を含む。
⑥整備予定場所の現況写真	正本・副本ともにカラー写真を用意すること。 整備予定地の隣接地が全て確認できるよう撮影すること。また、どこから撮影したか分かるよう、撮影地点・方向を示した地図も用意すること。
⑦整備内容のわかる見積書(写し)	様式任意。 工事費等の概算見積書を添付(設計士作成の見積書可)
⑧整備スケジュール	様式任意。入札時期、契約時期、開発許可・開発工事、建築確認、建築工事、開所日などの期間が分かるよう記載。 ※運営法人候補者選定後、整備スケジュールに変更が生じた場合は、随時報告すること。なお、開所年月日の変更は認めません。
⑨賃借物件の概要が分かるもの	様式任意・物件の所在地・賃料等が分かる書類
⑩賃借物件が建築基準法及び新耐震基準に適合していることがわかるもの	・検査済証(又は検査済証交付年月日の記載がある台帳記載事項証明書)の写し ・確認済証の写し
⑪賃借物件の耐火性能(建築基準法に規定する耐火建築物または準耐火建築物に該当するかどうか)が分かるもの ※乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける場合のみ	建築確認申請書の写し ※建築確認申請書の写しが入手できない場合は受付不可

⑫確実に賃借できることを証明するもの	所有権者との仮契約書の写しなど。契約の相手方が所有権取得予定者の場合は、相手方が確実に所有権を取得できることを証明するものを含む。賃借期間と賃借料の月額を明記すること。
⑬賃借料の水準に関する資料	様式4 比較する物件の概要(面積・月額賃借料等)がわかるものを添付
⑭資金計画書	様式5
⑮収支予算書	様式6-1～6-2 開所から3年度分
⑯法人決算書	直近3年分(決算書・申告書一式)
⑰納税証明書の写し	国・都道府県・市町村へ納付すべき税の未納がないことを証明するもの(入手できる最新のもの) (国税の場合:納税証明書その3の3) (都道府県・市町村の場合:納税証明書など) ※不明な場合は税務署等で確認してください。
⑱連携施設確保に係る協議報告書	参考様式有 連携施設の確保に向けた協議状況をご記入ください。
⑲既設保育園等の概要	様式7
⑳既設保育園等の地図・平面図	
㉑既設保育園等の決算書	直近1年分
㉒既設保育園等の直近の所管官庁監査結果の写し	
㉓近隣住民への説明状況報告書	様式8 管轄自治会及び隣接自治会を含む
㉔関係各課との協議内容報告書	様式9

※⑭は、こども家庭庁ホームページ掲載の「公定価格の試算ソフト」を参考に試算してください。ただし、更新がされていない可能性があるため、あくまで参考としてください。

※⑲～㉔について

運営している、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所の順で1施設を選択して記載してください。既設の認可保育所等が複数ある場合は、⑲～㉔の書類ができるだけ提出できる事業所としてください。

※申請書類の様式は、茅ヶ崎市ホームページからダウンロードしてください。

エ 提出部数： 正本1部、副本7部をご提出ください。ファイリングに際しては、1部ずつA4ファイルに綴り、①から㉔の番号のインデックスを付けた合紙を挟んでください。書類はできるだけA4サイズで統一してください。(両面刷り可)

なお、印刷やファイリングが間に合わない等の理由により上記の申請受付期限までに正本1部、副本7部をご提出いただくことが難しい場合は、正本1部を申請受付期限までにご提出いただければ、申請を受け付けることとします。この場合、残りの部数は10月3日(金)までに必ずご提出ください。

10 運営法人候補者の決定

運営法人は、茅ヶ崎市保育所設置者等選定委員会の選定を経て茅ヶ崎市長が候補者を決定します。また、正式決定は市長の認可によって決定します。候補者選定の流れは次のとおりです。

(1) 応募資格審査

提出された申請書類について、応募資格審査を行います。

(2) 選定

(1)の応募資格審査で応募資格があると茅ヶ崎市が認めた申請者について、次の評価項目に基づき選定を行います。選定は申請書類の審査、ヒアリング(プレゼンテーション及び質疑応答)で行います。

ヒアリングは令和7年10月中旬から11月上旬に実施予定です。なお、**ヒアリングで使用できる書類は既に提出済みの申請書類のみ**となりますのでご注意ください。

選定結果については、応募のあった全ての申請者に文書にて通知します。

- (選定の評価項目)
- ① 保育理念
 - ② 保育運営(保育所保育指針に基づく全体的な計画(保育課程)など)
 - ③ 管理者
 - ④ 職員配置
 - ⑤ 採用計画
 - ⑥ 不動産計画
 - ⑦ 資金計画・収支予算書
 - ⑧ 小規模保育事業施設(建物内外)
 - ⑨ 利用者の利便性(駐車場など)
 - ⑩ 周辺環境
 - ⑪ 近隣住民等への説明状況(管轄自治会・隣接自治会を含む)
 - ⑫ 計画地の場所
 - ⑬ 休日保育、こども誰でも通園制度の実施
 - ⑭ 法人運営状況
 - ⑮ 法人財務状況
 - ⑯ 連携施設の確保に係る協議状況

※なお、ヒアリングに先立ち、運営している保育施設を見学させていただくことがあります。

11 スケジュール

令和8年4月開所までのスケジュール概要は以下のとおりです。

日付		内容
令和7年	8月12日	事前相談・質問・申請受付開始
	9月18日	事前相談・質問受付終了
	9月22日ごろ	質問に対する回答掲載
	9月30日	申請受付終了
	9月下旬～11月上旬	ヒアリング、選定
	11月中旬	運営法人候補者決定通知送付
	11月中旬～	施設整備工事入札・着工、補助金申請・決定
令和8年	2月～3月	認可申請・現地確認、運営基準に係る確認申請、竣工、開設準備
	3月末	実績報告
	4月1日	開所

12 その他

- (1) 提出書類は理由の如何を問わず返却しません。
- (2) 必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。
- (3) **応募に関して必要となる費用は申請者の負担とします。**
- (4) 補助金の申請や実績報告の際は当市が示す様式で書類等を提出してください。
- (5) 申請者の提出書類の著作権は、それぞれ作成した申請者に帰属します。なお、選定結果及び提案内容等を公表する場合、その他市が必要と認めるときには、無償で提出書類の一部を使用できるものとします。
- (6) 申請書類は、茅ヶ崎市情報公開条例における行政文書になることから、同条例に基づく情報公開請求等により公開される場合があります。ただし、法人の正当な利益を害するおそれのあるものは公開の対象とはなりません。
- (7) 施設整備及び賃借料の補助金については、国の補助金を活用するため、当該補助金の交付決定が受けられない場合は事業を中止する場合があります。
- (8) 運営法人候補者選定後に、申請内容に虚偽の内容が含まれていることが明らかになる、または、選定後に申請内容の変更が生じるなど、**申請内容どおりの履行がされない場合又はその履行が明らかに困難な場合は、選定結果を取り消す場合があります。**また、提案した計画地での事業ができないこととなった場合は選定を取り消します。取り消しとなった場合のいかなる損害についても、本市は一切の責任を負わず、補償等を行いません。
- (9) 茅ヶ崎市内で幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設を運営している者が申請する場合は、現在の定員が減らないように留意してください。
- (10) 本募集により設置する小規模保育事業所について、将来的に閉所する場合や保育内容の重要な事項(定員、施設長、保育室の配置など)を変更する場合には、市と協議のうえ、1年以上の準備期間を設けてください。

特に保育の安定性の観点から、施設長候補者については、やむを得ない事情を除き、運営法人候補者として決定があった日から開園後1年を経過するまでは原則として変更しないこと。やむを得ず変更する場合は、市に事前に報告すること。
- (11) 本募集に関して、申請者が茅ヶ崎市保育所設置者等選定委員会委員に対して、直接・間接を問わず接触することを禁じます。
- (12) 本募集要項に記載されている法令や通知等が改正・変更された場合は、改正・変更後の内容を優先して適用するものとします。

13 問合せ先

茅ヶ崎市こども育成部保育課 鈴木・向後
所在地 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
電話 0467-81-7173(直通)
FAX 0467-82-1435
電子メール hoiku@city.chigasaki.kanagawa.jp
ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

【別紙】A～E 区域に含まれる区域について

A 区域	鶴が台、松風台、香川、みずき、甘沼、堤、芹沢、行谷、下寺尾 <u>※上記のうち、募集区域は鶴が台のみとなります</u>
B 区域	元町、本村、赤羽根、高田、室田、菱沼、松林、小桜町、小和田、代官町、本宿町、赤松町 <u>※上記のうち、募集区域は高田、本村(国道一号線以北のみとなります。ただし、国道 1 号線以南であっても当該道路に隣接していれば可。)</u>
C 区域	茅ヶ崎、新栄町、十間坂、下町屋、浜之郷、矢畑、円蔵、西久保、今宿、平太夫新田、萩園 <u>※上記のうち、募集区域は茅ヶ崎、円蔵(茅ヶ崎、円蔵ともに県道 45 号線以東)のみとなりますただし、県道45号線以西であっても当該道路に隣接していれば可</u>
D 区域	共恵、南湖、中島、松尾、柳島、柳島海岸、浜見平 <u>※募集区域対象外</u>
E 区域	若松町、幸町、中海岸、東海岸北、東海岸南、浜竹、松浪、出口町、ひばりが丘、美住町、常盤町、富士見町、汐見台、緑が浜、旭が丘、松が丘、平和町、菱沼海岸、浜須賀、白浜町 <u>※募集区域対象外</u>

- D 区域及び E 区域は募集区域対象外、A 区域、B 区域及び C 区域は整備募集区域が上記のとおり限られておりますので、ご注意ください。

区域別の保留児童数(令和 7 年 4 月 1 日時点)

年齢	A 区域	B 区域	C 区域	D 区域	E 区域
0 歳	6	34	6	4	14
1、2 歳	12	88	29	15	22
3～5 歳	4	10	40	2	21
合計	22	132	75	21	57